

是非ご活用ください！

登米市住まいサポート 事業補助金



登米市内に住宅を取得された方に補助します！

最大 **80**万円

条件により加算します

- 登米市内業者による新築 10万円
- 中学生以下の子ども一人につき 5万円

・対象となる場合

登米市内に住宅を取得（新築又は購入（中古住宅も可））し、その住宅に居住した場合
※申請期限は取得から1年以内です。

詳しくは裏面をご覧ください。

【問合せ先】

お気軽にご相談ください！

登米市企画部企画政策課 移住・定住促進係
0220-23-7331

登米市移住・定住サポートセンター
0220-23-8711

登米市ホームページにおいて、様式等をダウンロードいただけます。

登米市 移住・定住

検索



登米市住まいサポート事業補助金

■対象者

- ①登米市内に住宅を新築または購入により取得し入居した方で、**取得から1年以内に申請する方**
※現に居住している市内の住宅を取り壊し、又はその住宅から全ての居住者が転居し、
住宅を建設又は購入している場合は対象外
- ②新築または購入した住宅に引き続き5年以上生活の本拠として居住する意思がある方
- ③市税等の滞納がない方

【取得とは】

住宅を建築した場合は登記事項証明書へ登録した日、住宅を購入した場合は売買契約を締結した日をいう。
※登記全部事項証明書の表題部「原因及びその日付」に記載された「新築の日付」)

■補助金額

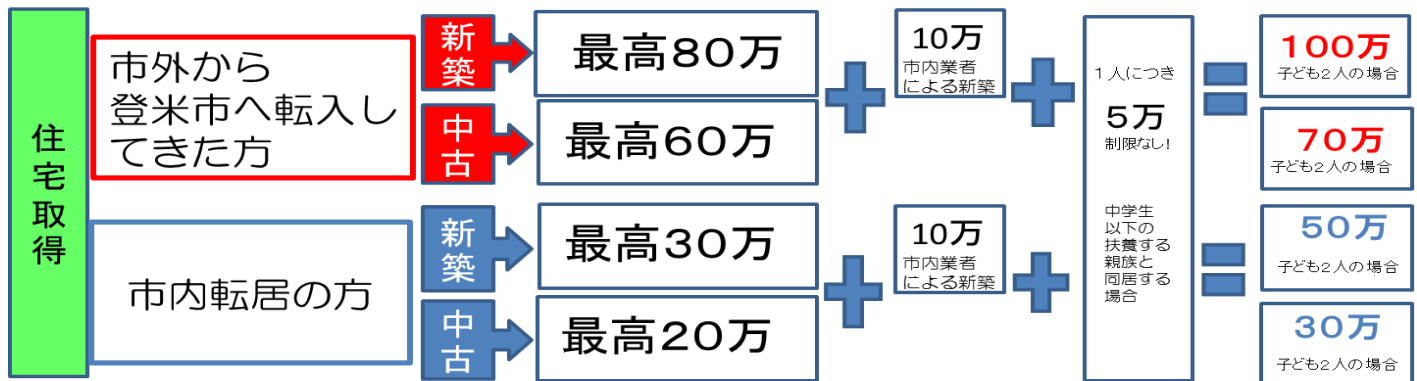
- ①住宅を新築又は購入したとき
【転入者】 住宅本体の取得経費総額(500万円以上を対象、土地代は対象外)の10分の1とし、80万円を限度額として補助
【市内転居】 住宅本体の取得経費総額(300万円以上を対象)の10分の1とし、30万円を限度額として補助
- ②中古住宅を購入したとき
【転入者】 住宅本体の取得経費総額(300万円以上を対象)の10分の1とし、60万円を限度額として補助
【市内転居】 住宅本体の取得経費総額(200万円以上を対象)の10分の1とし、20万円を限度額として補助

【転入者】 下記の条件を満たす方

- ①登米市への転入前に過去1年間以上登米市以外の市区町村に住所を有していた方
- ②平成28年1月1日以後に登米市に転入し、登米市民となり2年以内の方

■加算額

- ①市内工務店等(市内に事業所の本店を有する法人又は住所を有する個人事業主)の業者による新築住宅取得で10万円を加算
- ②中学生以下の子ども(交付申請時)1人につき5万円を加算(制限なし)



■申請期間

住宅を取得してから1年以内に申請してください。

■申請書類

- ①登米市住まいサポート事業補助金(住宅取得補助金)交付申請書《様式第1号》
- ②住民票謄本(続柄の記載されたもの)
- ③世帯全員の戸籍の附表(転入者の場合のみ ※本籍地でしか発行されません)
- ④住宅の登記事項証明書(新築の場合 ※原本提出)
- ⑤土地売買契約書の写し(借地の場合は土地賃貸契約書の写し)
- ⑥住宅工事請負契約書又は売買契約書の写し
- ⑦住宅の平面図(建築確認申請又は工事請負契約書の附属図書の写し)及び位置図
- ⑧世帯全員の市税の納税証明(未納の税額がないことの証明)
- ⑨誓約書《様式第4号》
- ⑩住宅の全景写真(1枚)

— 注意事項 —

上記掲載の補助金額等については、平成30年度事業のものです。
翌年度実施の場合は、事業見直し等により、補助金額等が変更となることがあります。